

就業は希望しないけれど、シルバーの行事に参加したい方へ

ゴールド会員制度

「ゴールド会員」とは

- ・年齢や体力的などの理由により、就業が困難となった方でも、センターに気軽に留まっていただける会員制度です。就業しないので年会費が安くなります。
- ・就業は希望しないけど、健康の維持、生きがいの充実、仲間づくりのためにこれまでどおりセンターに在籍して、総会への出席、同好会や親睦旅行、地域班会議などの交流事業に参加できます。

一般会員とゴールド会員の違い

	就 業	センター主催の 行事や講習会	同好会	ボランティア	年会費
一 般 会 員	○	○	○	○	1,800円
ゴ ー ル ド 会 員	×	○	○	○	900円

対象者

ゴールド会員へ移行出来る方は正会員として
1年以上在籍した方です。

手続き

ゴールド会員になることを希望する方は
「**ゴールド会員申出書**」をセンター事務局へ提出して
ください。(申請書は事務局にあります)

年会費

- ・ゴールド会員の年会費は900円です。
- ・一般会員が年度途中でゴールド会員になることは可能ですが、納入済みの差額はお返しできません。
- ・ゴールド会員が年度途中で一般会員に戻り、再び就業することは可能ですが、年会費の差額をお支払いいただきます。

※ この制度は令和6年6月1日から適用する

「夫婦2人」で入会すればオトクです

夫婦会員会費割引制度

「夫婦会員会費割引制度」とは

一般会員の年会費は、一人1,800円ですが、ご夫婦で会員の方は、センターの会費が半額となり、夫婦2人で1,800円の割引となります。

夫婦会員には、センターからの配布物(会報など)のうち二人で共用できるものは、1部のみ配布します。総会議案書や委任状など個人単位で必要なものは今までどおり2部配布します。

通常

会員(夫)	会員(妻)
会費1,800円	会費1,800円
2人で3,600円	



夫婦会員に登録

会員(夫)	会員(妻)
会費900円	会費900円
2人で1,800円	

手続き

「夫婦会員減額申請書」をセンター事務局へ提出してください。(申請書は事務局にあります)

夫婦会員運用規程第4条

夫婦会員の会費は、一人年額900円とする。ただし、配偶者が年度途中で正会員となった場合は、会員として承認された日の属する月から当該年度の最終月までの月数に「年会費÷12」を乗じて得た額とする。その際、もう一方の既に正会員となっていた者のうち、いずれか一方が会員の資格を喪失したときは、その次年度以降の会費は減額しない。

※ この制度は令和6年6月1日から適用する

公益社団法人 登別市シルバー人材センター